

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年6月12日（月）
午前9時56分～午前10時59分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 長 南 良 彦 副委員長 菅 原 和 子
委 員 吉 田 良 委 員 佐 藤 正 博
委 員 小 野 寺 美 穂 委 員 山 田 龍 太 郎
委 員 郷 内 良 治
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため
出席をした
者の職氏名 な し
- 6 事務局職員 主 事 高 野 未 桜
- 7 付 議 事 件
 - （1）議会案第2号 国民の議論のもと平和主義の理念を堅持し
社会情勢の変化に即した憲法改正の発議を
行うことを求める意見書
 - （2）議会案第3号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を
求める意見書

午前9時56分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

初めに、付議事件の（1）議会案第2号 国民の議論のもと平和主義の理念を堅持し社会情勢の変化に即した憲法改正の発議を行うことを求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

※休憩中の概要

各委員から議会案第2号に対する意見の聴取を行った。

- ・国民の生活をよりよいものとするためには地方自治法などの法律を改正すべきだが、その根本である日本国憲法も改正していくべき。
- ・日本国憲法の改正ありきの意見書を、市議会レベルで出すのは難しいのではないかな。
- ・衆議院議長及び参議院議長は中立・公正な立場であり、提出先としてふさわしくないのではないかな。
- ・意見書案の名称には「憲法改正の発議を行うことを求める」とあるが、具体的にどのような改正を求めているのかが不明である。
- ・自衛隊の存在が違憲であるため、日本国憲法を改正するという考え方はおかしいのではないかな。
- ・日本国憲法を改正しなくても、法律で補うことができるのではないかな。
- ・日本国憲法第99条で定められているように、市議会議員は憲法を尊重して擁護する義務を負っているため、憲法改正の発議を求める意見書は提出すべきではない。

- ・次世代にも戦争の恐ろしさを伝えていくべきであり、日本国憲法第9条は改正すべきではない。
 - ・自衛隊を憲法に明記すべき。
 - ・市議会として提出できるのは、憲法改正についての議論を求める意見書であり、憲法改正の発議を求める意見書は提出すべきではない。
 - ・憲法改正は、国民の議論を尽くした上で進めるべきであり、そういった趣旨の意見書であるため提出すべき。
 - ・地球温暖化などが進んでおり、国民を守る観点から環境権を憲法に明記すべき。
-

午前10時33分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議会案第2号につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第2号 国民の議論のもと平和主義の理念を堅持し社会情勢の変化に即した憲法改正の発議を行うことを求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立少数であります。よって、議会案第2号は、否決すべきものと決しました。

次に、付議事件の（2）議会案第3号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

※休憩中の概要

各委員から議会案第3号に対する意見の聴取を行った。

- ・「核兵器禁止条約のための行動を求める」という名称では、賛成なのか反対なのかが不明である。
 - ・意見書案の主な趣旨としては、核兵器禁止条約の交渉会議に参加すべきと理解するが、これまで日本政府が参加してこなかった経緯を考えていないのではないか。
 - ・アメリカの核の傘から脱却することは現実的ではない。
 - ・唯一の被爆国として、核保有国に廃絶を訴えるべき。
 - ・核兵器を廃絶しなければ、平和と安全はない。
 - ・核兵器禁止条約の交渉会議に参加をしないということは、核保有国を配慮しているのではないか。
 - ・案文の後段にあるとおり、広島・長崎の原爆を経験し、核兵器の非人道性を最も知っている国として、核兵器禁止条約の交渉会議に出席し、核兵器禁止条約の実現のために積極的な役割を発揮すべき。
 - ・日本は23年間、核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動の決議案を提出している。
 - ・これまでも日本政府は、核兵器の不拡散に関する条約や包括的核実験禁止条約などを通して、核兵器を段階的に減らすための取り組みを行っている。
 - ・意見書を提出することによって、核兵器保有国と非保有国の対立が一層深まるのではないか。
-

午前10時57分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議会案第3号につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議会議案第3号につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会議案第3号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、委員会条例第15条の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。

議会議案第3号 日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書については、委員長は可決すべきものと裁決いたします。よって、本案は可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議会議案第2号及び議会議案第3号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回委員会は6月16日金曜日、午後1時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしく願いいたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時59分 散会

平成29年6月12日

総務消防常任委員会

委員長 長 南 良 彦